

自動車は現代の私たちの生活には、なくてはならない物です。快適な人生を過ごすための道具としての自動車にはどのような税金がかかっているのでしょうか。

1. 自動車の取得に関する税金

自動車を購入するときには消費税と自動車取得税がかかります。

(1) 消費税

消費税は自動車の本体だけでなくオプション装備や付属品、登録費用の手数料にも5%が課税されます。

(2) 自動車取得税

自動車取得税は自動車を取得した人に対し、都道府県が課税するものです。自動車取得税の課税対象となる自動車は普通自動車、小型自動車(二輪車を除く)、軽自動車(二輪車を除く)です。

納める税金は取得価格に対して自家用車は5%、営業車・軽自動車は3%を乗じた金額です。

新車の場合

新車の取得価格は「車両本体価格+オプション価格」のことをいいます。したがってオプション商品(カーナビ、CDチェンジャー等)を多く注文すればするほど自動車取得税は多く払わねばなりません。市販のものでよい場合には自動車取得税分が節約できることになります。また、ディーラーの見積では、「車両本体価格+オプション価格」×90%×5%で自動車取得税を計算している場合が多いので実際の交渉で10%以上の値引きがあった場合には自動車取得税を計算して確認してみるとよいでしょう。

中古車の場合

中古車は、年式に応じて自動車取得税計算上の『取得価格』が算出されます。中古車の『取得価格』は新車価格から経過年数に応じた減価償却費を差引いた金額です。したがってプレミアが付いた国産車では販売価格と取得価格が異なる場合がでてきます。そこで注意しておきたいことは、取得価格が50万円以下は免税になりますので、5年以上前の年式の車種などは取得価格が50万円以下の可能性がありますので確認が必要になります。

輸入車の場合

輸入車については都道府県によって算出方法が異なっているので、都道府県事務所で確認して下さい。

- 【免税】 自動車の『取得価格』が50万円以下の場合は自動車取得税が免除されます。
- 【非課税】 相続による取得、法人の合併による取得等
- 【減免】 障害者の方や公益のために直接使用する自動車について減免制度があります。

2. 自動車の保有に関する税金

自動車を保有していると自動車税、軽自動車税、自動車重量税がかかります。

(1) 自動車税、軽自動車税

自動車税はエンジンの排気量によって税額がきまる都道府県税で、通常1年単位で課税され毎年4月1日現在の所有者が5月末日までに納めるものです。この税金は月割り制度があり、自動車を登録した月は免除され、翌月から年度末までの分を納めることになっています。なるべく月初めに登録されるようにすると丸まる1月間の免除が受けられることとなります。ただし、自動車を売る時に、同一都道府県内で所有者が変わる場合、売った月から年度末までの税金を月割りですべて都道府県が還付する制度はありません。(廃車した場合は戻ってきます。)

[自動車税の主なもの]

課税標準		税額	
		営業用	自家用
乗用車	1000cc 以下	7,500 円	29,500 円
	1000cc 超 1500cc 以下	8,500 円	34,500 円
	1500cc 超 2000cc 以下	9,500 円	39,500 円
	2000cc 超 2500cc 以下	13,800 円	45,000 円
	2500cc 超 3000cc 以下	15,700 円	51,000 円
	3000cc 超 3500cc 以下	17,900 円	58,000 円
	3500cc 超 4000cc 以下	20,500 円	66,500 円
	4000cc 超 4500cc 以下	23,600 円	76,500 円
	4500cc 超 6000cc 以下	27,200 円	88,000 円
	6000cc 超	40,700 円	111,000 円

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。対象は原動機付自転車と軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車になります。軽自動車税は車種や用途によって定められており、軽自動車の自家用乗用車であれば7,200円になります。また、月割り制度がありませんので購入した時点での年度分の税がかからないこととなります。たまたま年度末の3月に購入の予定がある場合には4月2日以降に登録してもらうと丸1年間、軽自動車税がかからないこととなります。

[軽自動車税の主なもの]

車種			年額	
軽自動車	二輪（側車付のものを含む）		2,400 円	
	三輪		3,100 円	
	四輪以上	乗用	営業用	5,500 円
			自家用	7,200 円
		貨物	営業用	3,000 円
			自家用	4,000 円
二輪の小型自動車			4,000 円	

【減免】障害者の方や公益のために直接使用する自動車について減免制度があります。

(2) 自動車重量税

自動車の車両重量に応じて課税される国税です。新車登録時や車検時に車検期間分を前払いします。以後は車検ごとに車検期間分を前払いします。しかし、一度支払うと戻ってきません。そこで車検が残っている中古車は自動車重量税を支払う必要がなくなります。なるべく車検期間が長く残っていると得になります。自動車重量税は月割りではありませんので注意してください。

[自家用自動車の自動車重量税]

	1t まで	1~1.5t	1.5t~2t	2~2.5t	軽自動車
車検期間 3 年	37,800 円	56,700 円	75,600 円	94,500 円	13,200 円
2 年	25,200 円	37,800 円	50,400 円	63,000 円	8,800 円

3. 自動車の走行に関する税金

自動車の燃料には様々な税金が関係していますが普段はあまり意識していませんので確認してみましょう。

(1) 揮発油税

ガソリンには揮発油税がかかります。1 リットルあたり 48.6 円です。

(2) 地方道路税

ガソリンには地方道路税がかかります。1 リットルあたり 5.2 円です。

以上からガソリンには 1 リットルあたり 53.8 円のガソリン税(揮発油税 + 地方道路税)がかけられています。

(3) 軽油取引税

軽油には軽油取引税がかかります。1 リットルあたり 32.1 円です。

(4) 石油ガス税

L P ガスには石油ガス税がかかります。1 キログラムあたり 17.5 円です。

(5) 消費税

消費税は販売価格の 5% になります。

* ガソリン (製品価格 + 揮発油税 + 地方道路税) × 消費税率

*軽油 製品価格×消費税率+軽油取引税

*石油ガス（製品価格+石油ガス税）×消費税

ガソリンと石油ガスは製品価格に税金を含んだ価格に消費税率を乗じる構造になっています。

4. 自動車税制のグリーン化

平成 15 年度における自動車税制案をみてみます。排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする措置が講ぜられる予定です。

1. 自動車税

平成 15 年度に新規登録した次の車種には取得後 1 年間の自動車税を 50%軽減する。
電気自動車（燃料電池車を含む）天然ガス自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス車（LPG自動車を含む）

平成 15 年度に下記の年限を超えている自動車について 10%重課する。

新車新規登録から 11 年超のディーゼル自動車、13 年超のガソリン自動車・LPG自動車

2. 自動車取得税

低燃費かつ低排出ガス車（LPG車を含む）の課税標準から 30 万円を控除
自家用車で 15,000 円、営業車・軽自動車で 9,000 円軽減

電気自動車（燃料電池車を含む）等 2.7%軽減

ハイブリット乗用車 2.2%軽減

（2003 年 3 月）